研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 2 1 日現在

機関番号: 32689 研究種目: 挑戦的萌芽研究 研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K12983

研究課題名(和文)美術の著作者保護の観点からの著作権法の再検討 - 追及権導入の戦略的立法論

研究課題名(英文) Revisiting the Japanese copyright law from the viewpoint of protecting artists

研究代表者

高林 龍 (TAKABAYASHI , RYU)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号:90277765

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.800.000円

研究成果の概要(和文):研究初年度内の平成28年3月に「日本における追及権導入の可能性-欧州の見地から-」を、二年目においては、平成29年2月「日本における追及権制度導入への道のり 追及権法早稲田試案 」をテーマとしてそれぞれ国際シンポジウムを開催し、追及権試案を発表するに至った。三年目には、世界知的所有権機関(WIPO)主催の追及権シンポジウムにおいて研究協力者の小川明子が招聘され、追及権試案を発表すると いう機会を得た。 平成30(2018)年12月に山口大学との共催で「美術家のための追及権」をテーマとしたセミナーを開催、同12月

19日には、文化審議会著作権分科会国際小委員会において、小川明子が招聘され講演を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究における副題の通り、本研究は、欧州における指令と法の調和の達成及び米国における立法の検討を受けて追及権の立法が検討される蓋然性が高いことを背景に、学術的検討の下での追及権制度の提案を目標とした。本研究により、我が国がFTAや知的財産関連の諸種の国際条約交渉に際して、担当官庁・審議会による検討に先立って研究者による学術的検討を経た試案が事前に入手可能となることで、学術的意義が高いことは言うまでもなく、交渉材料となるとともに交渉後の制度全体での整合性を保つことが容易となるといった社会的意義があ る。

研究成果の概要(英文): In Mar 2016 a symposium, The potential to introduce the artist's resale right in Japan, was held inviting the leading scholars of the field from Europe. After that a round-table was held among the stakeholders of the right. In Feb 2017 another symposium, A way to the introduction of the resale right in Japan, was held. Then the Summary of the Waseda draft for the resale right in Japan was introduced with some comment by Emeritus professor Hiroshi Saito. After that some experts of art gathered and discussed about the feasibility of introducing the right. In Apr 2017 The WIPO organized the artist's resale right Conference in Geneva, then Waseda draft law was reported there. In Dec 2018 the other seminar under the theme of the resale right for artists was held. In Dec 2018, the 2nd International Committee Meeting of the Council for Cultural Affairs invited Dr. Ogawa and the summary of the Waseda draft was introduced.

研究分野: 知的財産権法

キーワード: 追及権 美術の著作物 欧州連合 追及権試案

1.研究開始当初の背景

追及権は、世界 79 カ国以上に導入される美術の著作者のための報酬請求権であるが、我が国には未だ導入されていない。欧州指令 2001/84/EC によって、EU 加盟 28 カ国で追及権制度がハーモナイズされ、オーストラリアでは 2009 年に導入、アメリカ、中国、カナダでも、それぞれ法案が提出されていた。そして、開始当初時点では世界各国との間でFTA や TPP が予定されているにもかかわらず、我が国における研究も議論も限定的であったといえる。

2. 研究の目的

本研究は、追及権の本質的特徴および、現行著作権法との整合性を中心に研究を行ったうえで、今後、我が国が追及権制度を導入するにあたって、美術販売関係者、著作権管理団体、美術館等への対応に配慮しつつ、美術の著作者にとって最も好ましい形での法制度を具体的に検討することを目的としていた。

3. 研究の方法

まず、追及権そのものがどのように制定され、施行されてきているかについて事前に検討を行う。世界初の導入国であるフランス及び、欧州最大の美術市場を有し EU 指令によって追及権を新規に導入したイギリスを参考として、その導入による影響を評価・分析する。そして、我が国で導入する場合、一方で保護対象となる美術の著作者におけるインセンティブ、予想される利益、リスク等を分析し、他方で支払い義務が課される等の影響を受けるその他の利害関係者(美術品販売関係者(オークション会社、ディーラー等) 著作権管理団体、美術館等)の利害に関する調査を行う。これらをもとに、最終的に、日本における最も望ましい形での追及権制度を検討する。

4. 研究成果 (1886字)

本研究は平成27(2015)年に3年間の予定で開始したものの、開催したシンポジウムの 共催者からの開催費用負担があったために予算を使い切っておらず平成29(2017)年に1 年間の延長を行い平成31(2019)年3月をもって終了したものである。

まず、初年度は、当初の計画よりも早い段階ではあるが、平成27(2015)年度中に国際シンポジウムの開催が可能となったため、2016年3月に追及権に関わる国際シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、「日本における追及権導入の可能性-欧州の見地から-」をテーマとして、追及権研究の第一人者である、パリ第一大学 Frederic Pollaud-Dulian教授、並びに、ブレイクモルガン法律事務所 Simon Stokes 弁護士にご講演をいただき、世界初の追及権導入国であるフランスの見地と 2006年以来新たに導入を果たしたイギリスの検討課題等について議論した。その後、著作権協会国際連合(CISAC)事務総長の Gadi Oron 氏より、現在 CISAC の取り組んでいる追及権を推進するプロジェクト等について解説いただき、その後、本研究協力者小川明子による日本の状況についての説明が行われた。後半においては、芸術家の立場から日本の現行著作権法の問題点を引き出すという観点から、ラウンドテーブルが行われた。美術家の福王寺一彦氏、写真家の永嶋勝美氏、日本美術著作権協会の吉澤昭博氏、日本写真家協会の堀切保郎氏によって、それぞれの立場から

の問題点が議論された。本シンポジウムは、欧州が行ってきたこれまでの状況を再検討し、 日本への対応を検討する際に極めて有用である。同時に、日本の芸術家や管理団体の率直 な意見を聞く機会を得た。

二年目にあたる平成 28 (2016)年度においては、「日本における追及権制度導入への道のり 追及権法早稲田試案 」をテーマとして平成 29 年 2 月に再度国際シンポジウムを開催した。初年度のシンポジウム経て、日本に導入するとすれば、如何なる法制度を作るべきかといった観点から、検討したものである。

まず、著作権協会国際連合(CISAC)事務総長の Gadi Oron 氏、同アジアパシフィック 代表 Benjamin NG 氏より、世界的な追及権導入の動きについて講演をいただいた。次に、本研究協力者小川明子から、今回のテーマである追及権法の早稲田試案を提示した。続けて、新潟大学名誉教授斎藤博氏からは、試案に対するコメントを頂戴した。後半においては、美術界をとりまく関係者として、日本画家の福王寺一彦氏、画商の岡崎守一氏、弁護士の木村道哉氏、美術家の籏野康弘氏、コレクターの宮津大輔氏にご登壇いただき、それぞれの立場から日本に追及権を導入することおよび早稲田試案に対するご意見を賜ると同時に、前半の講演者からのコメントもあわせて活発な議論が行われた。

3年目にあたる平成29(2017)年度においては、追及権試案を基に、国内外への試案の提示と検討が行われた。ここでいう「追及権試案」とは、追及権を日本に導入するとすれば如何なる形で導入すべきかといった観点から本研究チームによって策定され、同年2月のシンポジウムで発表したものであり、同シンポジウムでの各参加者の意見と本研究チームによるこれまで継続してきた研究内容をもとに再検討された。主要な活動としては、国内外に本試案を知らしめたことが挙げられる。まず、2017年4月に世界知的所有権機関(WIPO)は、WIPOの著作権関連常設委員会(SCCR)において追及権を今後の議題として取り上げるか否かといった点を検討するために、5月のSCCR34の直前に追及権に係る国際シンポジウムを主催した。本研究協力者小川明子も招聘され、本研究助成をもとに策定された追及権試案を発表した。そして、国内に向けては、追及権試案に係る論考を2本発表している。

延長後最終年となる平成30(2018)年度においては、12月14日に山口大学との共催で「美術家のための追及権」をテーマとして、これまでの総括ともいえるセミナーを開催した。本セミナーにおいては、研究協力者小川明子による「追及権の現状」、同末宗達行による「追及権早稲田試案と著作権法への影響」、および、同ホベルト・カラペトによる「海外の追及権」についてそれぞれ講演が行われた。これまで、追及権をテーマとしたセミナーやシンポジウムは、東京での開催に限定されていたが、初めて西日本における講演の機会を得た。

加えて、同 12 月 19 日には、文化審議会著作権分科会国際小委員会(第 2 回)において、 追及権がその議題として取り上げられた。その際、美術関係者とともに小川明子が招聘され、追及権の世界の状況と日本における導入についての意見を述べる機会を得た。これら の講演は、これまで行ってきた追及権研究の集大成といえるものである。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計2件)

<u>小川明子</u>、我が国における追及権導入に関する諸問題、比較法学、査読有、51 巻 2 号、2017 年、1 から 40 頁

<u>小川明子</u>、2017年における追及権制度の現状と将来、コピライト、査読無、No676、2017年、57から63頁

〔学会発表〕(計7件)

<u>小川明子</u>、追及権の現状、文化審議会著作権分科会国際小委員会 (第2回)(招待講演) 2018年

<u>小川明子</u>、追及権の現状、早稲田大学/山口大学共催 知的財産セミナー「美術家のための 追及権、2018 年

末宗達行、追及権早稲田試案と著作権法への影響、早稲田大学/山口大学共催 知的財産セミナー「美術家のための追及権、2018年

カラペト、ホベルト、海外の追及権早稲田大学/山口大学共催 知的財産セミナー「美術家のための追及権、2018年

<u>小川明子</u>、Japanese potential to introduce Artists' Resale Right - Waseda draft for Resale Right - WIPO Artist's Resale Right Conference (招待講演) (国際シンポジウム) 2017年

小川明子、日本における追及権導入の動機付け、知的財産法制国際シンポジウム「日本における追及権導入の可能性 - 欧州の見地から - 」2016年、早稲田大学

[図書](計件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年: 国内外の別:

取得状況(計 件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

6.研究組織

(1)研究分担者 研究分担者氏名:

ローマ字氏名: 所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:小川明子

ローマ字氏名: Akiko OGAWA

研究協力者氏名:末宗達之

ローマ字氏名: Tatsuyuki SUEMUNE

研究協力者氏名: ホベルト・カラペト

ローマ字氏名: Roberto Carapeto

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。